

---

プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **第 515 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## II. 適用時期及び他の基準等の修正の方針について

2. 適用時期について、事務局の提案に同意する。
3. 12 月決算会社については 2024 年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの中間会計期間から「中間財務諸表に関する会計基準」が適用されるが、当該会計基準等の公表日が 2024 年 1 月 1 日後となることが見込まれるため、当該会計基準等を遡及適用することになるという理解でよいか確認したい。また、遡及適用についての特段の経過措置を設けないのは、従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定めているためという理解でよいか確認したい。
4. 他の会計基準等における四半期財務諸表に関する定めを中間財務諸表に関する定め読み替える方法により対応するとの事務局の提案に同意する。

## III. 会計基準及び適用指針の文案について

5. 有価証券の減損処理に係る中間洗替え法の文案については、修正が必要と考える。
6. 適用指針の文案では経過措置が設けられる期間についての記載がないが、「当面の間」等を補った方が良いのではないか。
7. 検討の前提としている会計基準が適用される中間財務諸表を含む半期報告書について、特に従前の第 2 四半期報告書と同程度の記載内容を基本とする点は、2022 年 12 月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告及び法律案の説明資料を踏まえている点を明示した方が議論の経緯が伝わるのではないか。

#### IV. コメント募集文案について

8. コメントの募集期間を1か月程度とする事務局の提案について、早期に基準開発を完了させる必要性を踏まえるとやむを得ない考える。
9. 「実務上、上場会社においては四半期決算短信が提出される」との表現について、例えば「東京証券取引所の規則に従って四半期決算短信が提出される」といった表現で、東京証券取引所の規則があるため四半期の実務が発生するということを明確にした方が良いと考える。現状の表現では、月次決算との違いが明確でないと感じる。
10. 「特に、第3四半期については、本公開草案で扱うことができない点が問題になると考えられる」とされているが、本公開草案で扱うことができない理由が明確でないため記載内容の検討をお願いしたい。
11. 関係者から円滑な制度移行ができるか懸念する意見が聞かれているため、中間会計基準等と四半期会計基準等の統合の方向性を示し、中間会計基準等と四半期会計基準等の統合に関する検討が行われるまでの間、四半期会計基準等は適用を終了しないことを予定している旨を明確にする事務局の提案に賛同する。
12. 「新たに中間財務諸表を作成する場合の中間財務諸表に関する会計処理及び開示の取扱いについて、範囲を限定して提案している」とされているが、何を指して「範囲を限定」としているかが明確ではなく、削除を検討してはどうか。

以 上